

# いじめ防止基本方針



令和8年4月

摂津市立第一中学校

## 【学校教育目標】

学校・家庭・地域が互いに連携しながら、子どもたちの「生きる力」を育むために「知」「徳」「体」のバランスのとれた生徒の育成をめざす。

- 「知」＝自ら学ぶ意欲をもち、確かな学力を身につけようとする生徒の育成。
- 「徳」＝個性を伸ばし、豊かな人間性を身につけようとする生徒の育成。
- 「体」＝健康で、たくましく生きる体力を身に付けようとする生徒の育成。

## 【基本理念】

いじめは、生徒の心身に深く傷をつける重大な人権侵害事象である。すべての生徒の安心できる居場所となりうる学校をつくるため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、同じ姿勢で生徒への指導にあたる。また、いじめは大人の目の届きにくいところで発生することを十分認識し、生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みやとまどいに寄り添いながら、学校組織として、家庭や地域と連携して、早期かつ迅速な対応に努める。

いじめを認知した時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が生徒を傷つけたり、いじめを助長することがないように十分留意し、いじめられている生徒の立場に立って組織的な支援を行う。

## 【いじめの定義】

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほか児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（いじめ防止対策推進法 第二条）

## 【いじめの防止等のための基本的な事項】

いじめ防止対策推進法 第八条で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

### 1. 基本的な取組み

(1) いじめの未然防止のために

- ① 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取組みの推進
- ② わかる授業づくりと授業における発達支持的生徒指導
- ③ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）
- ④ 生徒会活動の活性化、体験活動の充実
- ⑤ 大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」等の活用や体罰防止などの内容を含めた校内研修の充実
- ⑥ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策・生徒への情報モラル教育の充実や保護者への啓発の充実
- ⑦ 学校便りやホームページなどを通じた いじめに関する相談体制等についての啓発活動など

(2) いじめの早期発見と迅速な対応のために

- ① いじめ調査等の実施
  - ・生徒を対象とした生活アンケート 年6回（5月、7月、9月、12月、1月、3月）
  - ・生徒を対象とした教育相談週間 年2回
  - ・家庭訪問（地域訪問）、学級懇談会、学年懇談会、三者懇談会など
- ② いじめ相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・教育相談週間の設置
- ③ 情報集約の工夫と窓口の明確化
  - ・児童生徒支援コーディネーター（不在時は生徒指導係）が情報を集約
  - ・「いじめ対策委員会」の会議で対応方針を決定。

## 2. いじめ防止等に関する取組み

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

(組織図別紙)

<活動>

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

<開催>

○週1回（毎週水曜日1限目）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する対処

- ① いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに児童生徒支援コーディネーター（不在時は他の生徒指導係）に報告する。すぐに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、いじめの有無を確認し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問等により、できるだけ早く被害・加害生徒の保護者に伝える。あわせて市教育委員会に報告する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりをもつ。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめの加害生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置く。
- ④ いじめの被害生徒・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤ いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関との連携の上、直ちに削除されるよう要請する。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び摂津警察署等と連携して対処し、再発防止の対処を行う。

## 3. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生したときは、その旨教育委員会を通じ、市長へ報告する。
- ② 教育委員会（いじめ問題対策委員会）による調査に協力する。

## 令和8年度 校務分掌表

企画管理部	A) 教務係	
	A) 成績処理係	
	A) 評価・成績処理係	
	A) 視聴覚機器	
	A) 環境営繕	
指導部	A) 生徒会係	
	A) 生活指導係	
	A) 教育相談(不登校)係	
研究部	B) 総合特活キャリア教育係	
	B) 人権教育係	
	B) 道徳教育係	
	B) 学習研究係	
	B) 特別支援教育係	
	B) ICT 教育係(情報管理)	
総務部	事務	
	管理係	

### 特別委員会

代表者運営委員会	管理職、各部代表、学年代表、特別支援 CO、児童生徒支援 CO、養護教諭
特別支援委員会	管理職、首席、児童生徒支援 CO、養護教諭、SC、特別支援係、支援学級担任、通級指導教室担任
いじめ・不登校・虐待対策委員会	管理職、首席、各学年係、養護教諭、SC、SSW
行事検討委員会	管理職、特活総合係、企画係、学年代表、生徒会係主担
宿泊行検討委員会	管理職、特活総合係、企画係(各学年1)、学年代表、児童生徒支援 CO
体育大会実行委員会	管理職、首席、特活総合係、教務主任、学年代表、生徒会係、児童生徒支援 CO
文化発表会実行委員会	管理職、首席、教務主任、学年代表、生徒会係、児童生徒支援 CO、文化部顧問
入学式・卒業式実行委員会	管理職、首席、学年代表、生徒会係、音楽科、児童生徒支援 CO
学力向上委員会	管理職、首席、教務主任、児童生徒支援 CO、研究部係代表
広報委員会	管理職、首席、児童生徒支援 CO、視聴覚係
学校保健安全委員会	管理職、首席、児童生徒支援 CO、養護教諭
給食委員会	管理職、首席、児童生徒支援 CO、養護教諭、各学年給食担当

## 学校行事予定表

	学校行事	道徳での 取組み	特別活動での 取組み	総合的な学習 での取組み	その他	いじめ防止等の取 組み
4月	入学式 始業式 身体測定		学級開き 学級役員決め	コミュニケーション学習 いじめの自己 点検		いじめ対策委員会
5月	避難訓練	読み物教材 (いじめに 関する題材)	修学旅行に向 けて(3年)	キャリア教育 (2年)		いじめ対策委員会 生活アンケート 家庭訪問
6月	修学旅行(3年) 校外学習(1年) 不審者対応 避難訓練		学級旗づくり	修学旅行(3 年) 校外学習(1 年)		いじめ対策委員会 学校協議会① 教育相談
7月	学年レク 大掃除 終業式		体育大会に向 けて 学期の 反省	職種体験(2 年)、進路学習 (3年)		いじめ対策委員会 三者懇談
8月	始業式					いじめ対策委員会
9月						いじめ対策委員会 生活アンケート
10月	体育大会 合唱コンクール 文化発表会	読み物教材 (いじめに 関する題材)	合唱コンクール に向けて	合唱コンクール 文化発表会		いじめ対策委員会 教育相談
11月			学級役員決め	進路学習 (3年)		いじめ対策委員会 学校教育自己診断 (公開) 学校協議会②
12月	大掃除 終業式	いじめ予防 プログラム 授業(1年)	学期の反省	平和学習 防災		いじめ対策委員会 三者懇談
1月	始業式 防災訓練			デートDV		いじめ対策委員会 学校協議会③ 生活アンケート
2月			卒業式に向 けて	性教育		いじめ対策委員会 検証・総括
3月	大掃除 卒業式 修了式		一年間の反省			いじめ対策委員会 年度末総括

### ◎ 早期発見に向けて

- 生徒の発するサインを鋭くキャッチする
- 情報網を張りめぐらし、情報収集力を高める
- 生徒との人間関係を深め、生徒の立場に立って相談に応じる
- 被害児童生徒や保護者の痛みを共感する
- いじめは人権侵害であるという視点をもつ
- 被害者にも原因があるという見方は厳禁
- いじめの背景にも目を向ける

教師による発見

本人や保護者の訴え・相談

他の児童生徒の訴え・相談

「いじめ」の認知

### ◎ いじめ対策委員会による事実関係の把握

- 関係者からの聴き取り（役割分担し複数対応で行う）

教員・保護者・加害生徒に対して  
被害生徒には状況に応じた対応を行う  
情報の整理のため時系列メモを作成する

- ① 被害の態様（暴力、言葉等）
- ② 被害の状況（時、場所、人数等）
- ③ 集団の構造（被害・加害・傍観）
- ④ いじめの動機・背景
- ⑤ 被害生徒の状況
- ⑥ 加害生徒の状況
- ⑦ 他の問題行動

- 生徒に対する質問紙票（アンケート等）を使った調査
- 確認できた事実関係からいじめ事象の見立て（アセスメント）を行い、指導方針（プランニング）や指導体制を決定

### ◎ 学校全体での対応

- 被害側、加害側の保護者に対し、事実関係や指導方針等について早期に説明する
- 被害生徒への援助・ケアを行う

心理的事実を受け止める  
具体的援助法を示し、安心感をもたせる  
良い点を認め、自信を与える  
人間関係の構築  
自己理解を深める

- 加害生徒への指導を行う

事実関係、背景、理由等の確認  
不満、不安等の訴えを十分聴く  
被害者のつらさに気づかせる  
課題を克服するための援助を行う  
役割体験などを通して所属感を高める

- まわりの生徒への指導を行う

「傍観者」や「観衆」的な立場の生徒への指導  
学級や学年全体に対する指導

### ◎ 事後の対応

- 引き続き、被害生徒への援助・ケアや見守り活動を学校全体で行う
- 今後のいじめ再発防止のため、いじめ対策を継続する

平成26年4月1日策定  
平成27年5月1日改訂  
平成28年4月1日改訂  
平成29年4月1日改訂  
平成30年4月1日改訂  
平成31年4月1日改訂  
令和2年4月1日改定  
令和3年4月1日改定  
令和4年4月1日改定  
令和5年4月1日改定  
令和6年4月1日改定  
令和7年4月1日改定  
令和8年4月1日改定